

駐車監視員資格者講習のご案内

講習日時等

- 講習：令和8年1月13日（火）・14日（水）の2日間
午前8時45分から午後5時00分まで（両日とも）
(受付 午前8時30分から、指示 午後5時から午後5時15分まで)

- 修了考査：令和8年1月20日（火）
午前9時30分から午前10時30分まで
(受付 午前9時00分から、発表 午前11時30分から午後零時30分まで)



開催場所

講習：山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
考査：山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部

受講人数

定員 10名（受講申込者数が定員に達した場合、申込期間内であっても受付を締め切ります。）

講習手数料…20,000円（申込時、山形県収入証紙で納付願います。現金での納付はできません。）

※ 山形県収入証紙は、県庁売店などで販売しています。

※ 納付された手数料は返還できません。

受講申込方法

- 申込場所…山形県警察本部交通部交通指導課（1階）
※事前連絡のうえ直接持参して下さい。（郵送不可）
- 申込期間…令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで
※土・日・祝日を除く。午前9時から午後5時までの間
- 申込みに必要な書類など
 - ・ 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
 - ・ 申請用写真 1枚
 - ▶ タテ3.0cm×ヨコ2.4cm
 - ▶ 申請前6か月以内に撮影
 - ▶ 無帽、正面、上三分身、無背景
 - ・ 駐車監視員資格者講習手数料20,000円分の山形県収入証紙
 - ・ 「駐車監視員資格者講習受講票」郵送用切手（110円分）
- 受講申込書は、警察本部交通指導課で配布または県警察本部ホームページでダウンロードできます。

注意事項

- 考査に合格した方にのみ、修了証明書を交付します。
- 資格者証を取得するには、修了証明書の交付を受けたうえで、さらに交付申請をして審査を受ける必要があります。（別途手数料9,900円分の山形県収入証紙）
- 受講申込書裏面の「注意事項」欠格事由に該当する方は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- 駐車監視員資格者証を取得しても、必ずしも駐車監視員として勤務できるわけではありません。
駐車監視員として勤務できるのは、警察が業務を委託した法人の従業員に限られます。警察が直接雇用するものではありません。
- その他不明な点があれば、下記問い合わせ先までお問い合わせください。



認定考査を希望される方へ

- 道路交通法第51条の13第1項第1号の認定考査を、修了考査と同時に実施します。
- 認定考査の申込場所、申込期間は講習と同じです。
- その他不明な点があれば、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部交通部交通指導課

TEL023-626-0110（代）内線5124